

2024年6月から

社会社法人 ゆうりん
 デイサービスセンターくるま乃

ご利用料金表

令和6年6月1日 改定
 (事業所番号 1570601607)

【基本料金】

介護給付 (通常規模通所介護) サービス

(単位: 円)

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	(※注1・注2) .参照 基本利用料			所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	(※注1・注2) .参照 基本利用料		
		1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担
3時間以上～ 4時間未満	要介護1	370	740	1,110	6時間以～ 7時間未満	要介護1	584	1,168	1,752
	要介護2	423	846	1,269		要介護2	689	1,378	2,067
	要介護3	479	958	1,437		要介護3	796	1,592	2,388
	要介護4	533	1,066	1,599		要介護4	901	1,802	2,703
	要介護5	588	1,176	1,764		要介護5	1,008	2,016	3,024
4時間以上～ 5時間未満	要介護1	388	776	1,164	7時間以～ 8時間未満	要介護1	658	1,316	1,974
	要介護2	444	888	1,332		要介護2	777	1,554	2,331
	要介護3	502	1,040	1,506		要介護3	900	1,800	2,700
	要介護4	560	1,120	1,680		要介護4	1,023	2,046	3,069
	要介護5	617	1,234	1,851		要介護5	1,148	2,296	3,444
5時間以上～ 6時間未満	要介護1	570	1,140	1,710	8時間以上～ 9時間未満	要介護1	669	1,338	2,007
	要介護2	673	1,346	2,019		要介護2	791	1,582	2,373
	要介護3	777	1,554	2,331		要介護3	915	1,830	2,745
	要介護4	880	1,760	2,640		要介護4	1,041	2,082	3,123
	要介護5	984	1,968	2,952		要介護5	1,168	2,336	3,504

予防給付 (介護予防通所介護) サービス

利用者の要介護度	利用回数	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	計4回以下/月	436単位/回	872単位/回	1,308単位/回
	計5回以上/月	1,798単位/月	3,596単位/月	5,394単位/月
要支援2	計8回以下/月	447単位/回	894単位/回	1,341単位/回
	計9回以上/月	3,621単位/月	7,242単位/月	10,863単位/月



自費利用 介護保険外サービス

項目	料金 (単位:円) (※2)
基本利用料金 (1回)	3,000
食費	(※1) 830
入浴	500

(※1) 行事食の場合は850円

(※2) 全て税込み価格

○加算

	加算種類	加算要件	基本利用料 (円)	負担割合1割 (単位)	
介護給付・予防給付 共通加算	科学的介護推進体制加算	利用者に関わる必要データを入浴し、LIFEへ3ヶ月に1回提出。ケアの質の向上に向けて取り組みをする。	400	40/月	
	生活機能向上連携加算 (I)	外部の専門職との連携による自立支援・重度化防止に資する介護を図る。3月に1回を限度。	1,000	100/月	
	生活機能向上連携加算 (II)	外部のリハ専門職が利用者の状態を確認したうえで計画書を作成した。(個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月)	2,000	200/月	
	口腔・栄養スクリーニング加算 (I) (II)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (6月ごと)	(I) 200 (II) 50	(I) 20/回 (II) 5/回	
	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合 (40歳以上65歳未満)	介護 600 予防 2,400	介護 60/日 予防 240/月	
	栄養アセスメント加算	利用者へ栄養改善サービスの提供	500	50/月	
	栄養改善加算	栄養食事相談等の栄養改善サービスを行った場合 (1回につき/月2回まで)	2,000	200/日	
	口腔機能向上加算 (I)	利用者へ口腔清掃指導や摂食・嚥下機能訓練などの口腔機能向上サービスを行った場合	1,500	150/回	
	口腔機能向上加算 (II)	利用者毎の口腔機能改善管理指導計画書等の情報を厚労省に提出。3月以内の期間に限り1月に2回を限度。(加算I・IIの併用は不可)	1,600	160/回	
	サービス提供体制強化加算 (I)		当該加算の体制・人材要件を満たす場合	介護 220	22/回
				要支援1 880	88/月
				要支援2 1,760	176/月
	サービス提供体制強化加算 (II)		当該加算の体制・人材要件を満たす場合	介護 180	18/回
				要支援1 720	72/月
要支援2 1440				144/月	
サービス提供体制強化加算 (III)		当該加算の体制・人材要件を満たす場合	介護 60	6/回	
			要支援1 240	24/月	
			要支援2 480	48/月	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域に居住している利用者へサービスを提供する通常の実施地域を超えてサービスを提供した場合	所定単位数の5%/日	左記額の1割		

	介護職員等 処遇改善加算 (Ⅰ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合	1月の利用料金の 9.2%	左記額の 1割
	介護職員等 処遇改善加算 (Ⅱ)		1月の利用料金の 9.0%	左記額の 1割
	介護職員等 処遇改善加算 (Ⅲ)		1月の利用料金の 8.0%	左記額の 1割
	介護職員等 処遇改善加算 (Ⅳ)		1月の利用料金の 6.4%	左記額の 1割
介護 給付 加算	入浴介助加算 (Ⅰ)	利用者の入浴介助を行った場合(1日につき)	400	40/日
	入浴介助加算 (Ⅱ)	医師等の指示の下、介護職員が利用者宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ評価・助言。通所介護計画書に記載。	550	55/日
	認知症加算	介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の15以上	600	60/日
介護 給付 加算	中重度者 ケア体制加算	人員基準を満たし要介護3以上の利用者が30%以上であること	450	45/日
	個別機能訓練加算 (Ⅰ)イ	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合	560	56/日
	個別機能訓練加算 (Ⅰ)ロ		760	76/日
	個別機能訓練加算 (Ⅱ)		200	20/月
	ADL維持等加算 (Ⅰ)		当該加算体制・要件を満たす場合 (6月目において Barthel index を適切に評価)	300
	ADL維持等加算 (Ⅱ)	(Ⅰ)の要件を満たし、ADL利得を平均して得た値が3以上	600	60/月
予防 給付 加算	生活機能向上グループ活動加算	利用者へ日常生活上の支援のための活動を行った場合(1月につき)生活機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合は算定しない	1,000	100/月
	一体的サービス提供加算	当該加算の算定要件を満たす場合	4,800	480/月

○減算

	種類	減算要件	減算単位		
介護 給付 ・ 予防 給付 共通 減算	送迎減算	施設送迎以外の場合	要介護・要支援 片道 -47単位/回		
	高齢者虐待防止 措置未実施減算	虐待の発生又はその再発防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める)が講じられない場合	要介護		所定単位数 の1/100に 相当する 単位数を 減算
			イ 通所型サービス費 (1月につき)	要支援1	-18単位/月
				要支援1日割	-1単位/日
				要支援2	-36単位/月
				要支援2日割	-1単位/日
ロ 通所型サービス費 (1回につき)	要支援1 (全部4回まで)	-4単位/回			
	要支援2 (全部8回まで)	-4単位/回			

介護給付・予防給付 共通減算	業務継続計画 未策定減算	感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合	要介護		所定単位数の1/100に相当する単位数を減算
			イ 通所型サービス費 (1月につき)	要支援1	-18単位/月
				要支援1日割	-1単位/日
				要支援2	-36単位/月
	要支援2日割	-1単位/日			
	ロ 通所型サービス費 (1回につき)	要支援1 (全部4回まで)	-4単位/回		
		要支援2 (全部8回まで)	-4単位/回		
	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	事業所と同じ建物に居住する利用者にサービスを提供した場合 事業所と同じ建物から通う利用者にサービスを提供した場合	要介護		94単位/日
イ 通所型サービス費 (1月につき)			要支援1	-376単位/月	
			要支援2	-752単位/月	
ロ 通所型サービス費 (1回につき)			要支援1・2	-94単位/回	

○その他、明確化された事項

概要	要件
豪雪地帯において、積雪時のやむを得ない事情の中でも継続的なサービス提供を行う観点から、通所介護費等の所要時間について、利用者の心身状況（急な体調不良等）に限らず、積雪等をはじめとする急な気象状況の悪化等によるやむを得ない事情についても考慮することとする。	実際の通所介護等の提供が計画上の所要時間よりも、やむを得ず短くなった場合には計画上の単位数を算定して差し支えないものとしている。「やむを得ず短くなった場合」には、当日の利用者の心身の状況に加えて、降雪等の急な気象状況の悪化等により、利用者宅と事業所間の送迎に平時よりも時間を要した場合も該当する。
身体拘束の適正化を図る観点から、通所系サービスについて、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。	通所系サービスの運営基準に・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこと。・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。を規定する。
リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組を推進する観点から、リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直しを行う。	リハビリテーション・個別機能訓練、口腔、栄養に係る一体的計画書について、記載項目を整理するとともに、他の様式におけるL I F E提出項目を踏まえた様式に見直し。
人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種の人材不足等に関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。	
外国人介護職員の日本語能力やケア習熟度に個人差があることを踏まえ、事業所が外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。	・受け入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員・受け入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受け入れ施設（適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る）に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受け入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの・日本語能力試験N1又はN2に合格した者
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用することとされている地域等が、特別地域加算、中間地域等の小規模事業所加算及び中間地域に居住する者へのサービス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する。	
通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との道場を可能とする。	（送迎の範囲について）利用者送迎について、利用者の居宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障がなく、利用者の居住実態（例えば、近隣の親戚の家）がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。（他介護事業所利用者との同乗について）介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合（共同での委託を含む）には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。（障害福祉サービス利用者との同乗について）障害福祉サービス事業者が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を結んだ場合においても、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。※なお、この場合の送迎範囲は利用者の利便性を損なうことのない範囲並びに各事業所の通常の事業実施地域範囲内とする

